造船・舶用工業分野における外国人材のキャリアパス

国土交通省

※ 外国人造船就労者受入事業（特定活動）は2022年度末（新規受入は2020年度末）まで継続。

【特定技能2号】
〔職種（業務区分）〕
溶接

・在留期間について、更新制限無し
・要件が満たされれば家族の帯同可
・受入れ機関又は登録支援機関の支援の対象外

帰国

造船・舶用工業分野特定技能２号試験（溶接）に合格
監督者の実務経験（２年以上）

帰国

2年又は3年

【特定活動（造船）】
〔職種（業務区分）〕
建具製作、とび、配管、機械加工、鉄工、仕上げ、塗装、溶接、強化プラスチック成形

移行可能

※ 在留期間は改めて通算5年

【特定技能1号】
〔職種（業務区分）〕
溶接、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、電気機器組立て

・在留期間について、通算5年を超える形での更新無し
・家族の帯同不可
・受入れ機関又は登録支援機関の支援の対象

日本滞在通算5年

第２号技能実習修了

2年

【第２号技能実習】

第１号技能実習修了

1年

【第１号技能実習】
・冒頭約２ヶ月の研修（日本語研修を含む）を実施
［実施主体：監理団体or企業単独型受入企業］

技能実習経験者

造船・舶用工業分野特定技能１号試験※
日本語能力試験に合格

〔試験〕
・海外及び国内で実施予定。

※ ６職種（溶接、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、電気機器組立て）についてそれぞれ試験を実施。溶接以外の５職種については技能検定３級も可。

11月28日（木）に溶接職種の試験をフィリピンにて実施

技能実習未経験者